新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた在宅勤務等の推進について(追加のご依頼)

4月17日付周知依頼をさせていただきました標記の件について、社会機能を維持するために事業の継続が求められている事業者においては、

4月17日付で、厚生労働省より「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10899.html>」が発出されておりますので、参照の上、職場の感染予防の取組促進をお願いします。

尚、勤務中及び通勤時での感染に関しては、労災の対象となる旨が記載されております。

経済産業省 製造産業局